

錦江町農業委員会 5月総会議事録

○ 開催日時 平成29年5月25日(木) 午後1時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(18人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	5番	平原 栄
〃	4番	水流 豊美
〃	6番	欠 番
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	山中 徹
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一磨
〃	20番	本釜 好子

○ 欠席委員(1人)

委員	3番	厚ヶ瀬博文
----	----	-------

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 川越 正治

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第 6号 農地法第3条許可申請について

議案第 7号 農地法第5条許可申請について

議案第 8号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第 9号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第10号 錦江町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規定（案）について

議 長	<p>只今より平成29年5月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日は厚ヶ瀬委員が欠席ですが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に15番 畠中委員と16番 山中委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第6号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第6号について説明いたします。</p> <p>受付番号2号の譲渡人は、T・Yさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字鳥井戸上306番1、地目は田、地積は583㎡となっています。</p> <p>譲受人はN生産組合さん、M町に拠点を置く法人です。</p> <p>この申請は贈与による所有権移転となっています。</p> <p>N生産組合さんの経営状況は、構成員8名、雇用が24名。自作地55,934㎡、小作地84,473㎡で、野菜、茶、大豆、畜産を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター3台、乗用摘採機・乗用防除機・堆肥散布機各2台となっています。</p>

	<p>この件の担当調査員は、8番 寺田委員です。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、受付番号2号について、担当調査員の調査報告を、8番 寺田委員お願いいたします。</p>
8 番 寺田委員	<p>はい。報告申し上げます。 この現地は坂元歯科の斜め道路向かいの所でありまして、贈与で、N生産組合さんが長いことTさんの土地を借りて作っていらっしゃいまして、この度贈与で所有権の移転をされました。N生産組合さんは農地所有適格法人に該当すると思っておりますので、それに頻繁にこの総会にも出て来るN生産組合でありまして、錦江町が定める条件は全て満たしていると思っておりますので、審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま、調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第6号を採決します。 お諮りします。 議案第6号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第6号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第7号 農地法第5条許可申請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは議案第7号について説明いたします。</p> <p>受付番号3号については、一般住宅建設のための転用申請となっています。申請人はT・HさんとK・Yさんの連名による申請となっています。</p> <p>申請地は馬場字古馬場381番、地目は田、地積は440㎡となっています。</p> <p>6頁から11頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、8番 寺田委員です。</p> <p>次の受付4号については、太陽光発電施設設置のための転用申請となっています。</p> <p>申請人はS・Yさんと(株)Dさんの連名による申請となっています。</p> <p>申請地は田代麓字立神5, 147番416、地目は畑、地積は4,382㎡となっています。</p> <p>12頁から16頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、2番 基委員です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号3号について、8番 寺田委員をお願いいたします。</p>
<p>8番 寺田委員</p>	<p>はい。ご報告申し上げます。</p> <p>16日の昼から、事務局2人と平原委員と4名で現地を調査して参りました。この地域は農振農用地外でございまして、それと都市計画区域用途指定地域にも指定されておりまして、何ら問題は無いところとございまして、農地以外で規制が無いところとございまして、</p> <p>一般住宅のため500㎡以下というのもクリアしていますし、坪〇万円ということでしたけれども、ちょっと安いような気もしますが、道路からちょっと下がっているものですから、ウォルコンなりブロックなり積んで盛り土までしなければいけないということで、坪〇万という線が出て来たらしいです。</p> <p>地図は8頁をご覧ください。昔のR・Mの近くと言いますか、ちょうどF医院の斜め前、F医院の駐車場からしますと、真前の道路向かいという形になるところとございまして、何ら問題は無いものと思っておりますので、審議のほどよろしく願います。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号4号について、2番 基委員お願いいたします。</p>
2番 基委員	<p>はい。ご報告いたします。</p> <p>この土地は花瀬公園前から、大原に抜ける道路から富田へ上がる道路の左側に100m程行った所にある土地でございます。2・3年前まではお茶をしておられまして、その後、抜根事業をされまして、T・Fさんが今キャベツを植えているところでございます。面積は4反と大きな面積ですけれども、第2種農地ということで、本人が太陽光を希望されております。問題は無いのかと思いますが、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
19番 鈴委員	<p>茶の抜根事業を使って抜根した訳ですが、後こういうことをするときに、何か年数制限とか、何かあるんですか。</p>
2番 基委員	<p>抜根事業は5年間耕作をしなければならないということで、2年目に入っていた訳ですけれども、これをするということで、全額補助金は返納されております。</p>
19番 鈴委員	<p>返納されたわけですね。</p>
2番 基委員	<p>お金は既に返還されています。どうしてもこの太陽光をしたいという考えがあったんでしょうね。その間でT・Fさんと利用権の設定をしようかと思っていたんだけど、本人はいらっしゃいませんけれども、Tさんが設定をしていなかったもんで、解約もせずお金を返したということです。</p>
19番 鈴委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p>

委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第7号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第7号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第7号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第8号 農地法第5条許可に係る事業計画変更についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第8号について説明いたします。</p> <p>この件については、4月の定例総会で議決を頂いたところですが、許可書発行後に譲受人のK・Tさんから奥さんのSさんと共同名義の住宅にしたいということで、共同申請の方に変更できないかという相談がございまして、ここに事業計画の変更ということで再度提出があったところです。</p> <p>住宅の内容等は先月の事業計画と何ら変わりはないところですが、譲受人の申請の方が連名ということにしたいということの事業計画の変更となっております。審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
事務局	<p>補足で、2人名義人ということでしたけれども、結局、住宅資金を借り入れするのに、借入れを2人で借りる資金を。金額が大きいもんですから。そういう場合に財産として付託するものを2人名義でなければいけないということで、今回の事業計画変更ということで提出があったところです。</p>

議 長	質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第8号を採決します。 お諮りします。 議案第8号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第8号については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	次に、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第9号について説明いたします。 先ず、受付番号19号、20号の貸し人はH・Mさん、K自治会在住の方です。 申請地は、19号が田代麓字城ノ脇1, 710番1、地目は畑、地積は1, 040㎡、20号が田代麓字城ノ脇1, 713番1、地目は畑、地積は1, 191㎡で、2筆の合計は2, 231㎡となっています。 貸付期間は平成29年5月26日から平成34年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。 借り人は、O・Kさん、H自治会在住の方です。 O・Kさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者1名、小作地7, 023㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。 農業従事日数は200日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、軽トラック、田植機・コンバイン各1台となっています。 この件の担当調査員は7番 毛下委員です。

次の受付番号21号から23号の貸し人はM・Tさん、N自治会在住の方です。
申請地は、21号が田代麓字中村上原5, 558番4、地目は畑、地積は906㎡、22号が田代麓字中村上原5, 558番5、地目は畑、地積は356㎡、23号が田代麓字中村上原5, 558番6、地目は畑、地積は2,466㎡で、3筆の合計は3,728㎡となっています。

貸付期間は平成29年6月1日から平成34年12月14日までで、小作料金は10a当り10,000円となっています。

借り人は、S・Kさん、K自治会在住の方です。

S・Kさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者1名、雇用が4人で800日、自作地29,815㎡、小作地105,992㎡で、甘藷を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター5台、軽トラック3台、掘り取り機2台、ダンプ1台となっています。

この件の担当調査員は12番 鍋委員です。

次の、受付番号24号の貸し人はN・Tさん、S自治会在住の方です。

申請地は田代麓字松ノ崎5, 004番1、地目は田、地積は1,325㎡となっています。

貸付期間は平成29年5月26日から平成34年12月14日までで、小作料金は10,000円となっています。

一方、借り人は、(株) T・Fさん、K自治会に拠点を置く法人です。

(株) T・Fさんの経営状況は、構成員2名、雇用が23人で6,900日、自作地1,485㎡、小作地169,760㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラック9台、トラクター6台、管理機3台、乗用防除機2台となっています。

次の、受付番号25号、26号の貸し人はK・Yさん、S自治会在住の方です。

申請地は、25号が田代麓字5, 001番4、地目は田、地積は1,104㎡、26号が田代麓字5, 001番5、地目は田、地積は1,597㎡で、2筆の合計は2,701㎡となっています。

貸付期間は、平成29年5月26日から平成34年4月25日までで、小作料金は全部で10,000円となっています。

一方、借り人は、24号と同じ(株) T・Fさんです。

受付番号24号から26号までの担当調査員は、18番 樋渡委員です。

以上です。

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号19号、20号について、7番 毛下委員お願いします。</p>
7 番 毛下委員	<p>はい。報告します。</p> <p>貸し人のHさんは、もう農業が出来ないということで、O・Kさんをお願いすることになりました。場所は田代鶴園から辺志切へ抜ける道の道路脇で、荒れないようにとお願いしてあります。</p> <p>Oさんは自動車修理なんですけれども、殆んどお昼からは農作業をされていますので、一生懸命やって下さると思います。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、受付番号21号から23号について、12番 鍋委員お願いします。</p>
12番 鍋 委員	<p>はい。説明します。</p> <p>先ず場所ですが、場所は先月も報告をさせて頂きました、田代中学校隣に広がっている中村上原という南部開発の団地の中で、東側の奥まったところになります。今回の土地の隣接地を、約50アールほどSさんが借りて作っていらっしゃるから、相談の上成立したものです。</p> <p>借り主のSさんは、甘藷を主体にキャベツ等も大規模に経営されておられます。今回、指導農業士となられ、又、認定農業者でもあり、普段から良く圃場等も見回りをされるなど、管理等も含め、町の定める要件は充分クリアされていると思いますので、問題は無いと思います。尚、今回この利用権設定の成立のあたりは、貫見委員と安水委員の2人の協力があったの成立であったことをご報告いたします。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、受付番号24号から26号について、18番 樋渡委員お願いします。</p>
18番 樋渡委員	<p>24号から26号の件ですが、これは国道448号線を新田の方に下って最初の橋を渡って直ぐ新しい道路が入っているんですが、そこを右折して大原の方に向かって、立神とういうところがあるんですが、その手前の左側の圃場です。これはKさんは年齢が行って、体調がちょっと最近崩して耕作できないということで、これは前から話があったんですが、今回正式に利用権設定を組むということで上がって来ました。Nさんも耕作できないということで、利用権設定を組むことになりました。T・Fさんは、皆さんもご存じのとおり露地野菜を中心とした大規模な経営をされている方で、何ら問題は無いかと思しますので、一つよろし</p>

	<p>くお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第9号を採決します。 お諮りします。 議案第9号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第9号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第10号 錦江町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規定(案)についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第10号について説明します。 ご存じのとおり、今度の法改正によりまして農地利用最適化推進委員を置かなければならないということになっております。それにつきまして、最適化推進委員は農業委員会が委嘱するという形になります。ですので、その委嘱に関する規程を定めていないと委嘱自体も出来ないということになりますので、今回ご提案するものでございます。 目的の方はご覧いただきたいと思います。それから第2条の方では、推薦及び募集ということで、町内各地区からの推薦及び募集ということで、定数は10名ということになります。 それから第3条の方では、推薦及び募集の資格ということで、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関し、その職務を適切に行うことが出来る者で、委嘱予定日において次の各号いずれにも該当する者としております。 第4条については推薦の手続き等について定めております。内容については農</p>

	<p>業委員と同じです。</p> <p>次の第5条募集の手続き等ですけれども、これについても農業委員と同じでございます。</p> <p>次の第6条は推薦・募集に応じた者の公表ということで町ホームページ等により公表することとしております。</p> <p>次の第7条委員の選任ですが、最適化推進委員は農業委員会が委嘱するとしております。</p> <p>次の第8条については、最適化推進委員の補充ということで、欠員が生じた場合には速やかに補充に努めなければならないとしたところでございます。</p> <p>それから24頁の方をご覧ください。規程の第2条第1項第1号の町内各地という点ですが、その区域を定めないといけないということで、公民館単位の10地区を定めたいということです。</p> <p>この規程については字句の訂正は出て来るとは思いますが、基本的にはこのような規程でお願いしたいと思っております。募集については、6月10日前後から募集を開始したいと思います。募集の結果、新しい委員会構成の中で、この推進委員は委嘱するという運びになろうかと思っております。審議のほどよろしく願います。</p>
議長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑等はありませんか。
5番 平原委員	応募者がいなかった場合はどうなるの。
事務局	それは定数に満たるまで募集期間を延長して、公募して行くということになります。借りに定数10に対し8しか来なかったから8人だけで良いがという訳には行かないということになります。定数条例が10人となっていますので、この10人に満たるまでは、募集期間を延ばしながら公募をして行くという形になります。
1番 宿利原委員	多かった場合はこの中で選任することになるの。
事務局	そうですね。一つの地区から自薦・他薦、2人出てきたり、3人出てきたりという可能性もある訳です。そうした場合にはやはり選考をしないといけないことになります。

13番 徳永委員	<p>今、局長が自薦・他薦と発言されたんですが、自薦・他薦の解釈ですが、自薦というとな人で届け出るよと、応募するというのが自薦で、他薦の場合は何名か、2名、3名で推薦するのが他薦というのでよろしいか。</p> <p>自薦とおっしゃったけれども、自薦は駄目よということですか。この4条の第2項。</p>
事務局	<p>ここは地区からの推薦ですから、ここは推薦を言っているんです。自薦の場合は3条になります。</p>
12番 鍋 委員	<p>今、徳永委員がおっしゃったようなことで、分かりづらいというようなことで、この募集に応募できるところを入れ替えるなど、分かりやすくする方法は無いですか。</p>
事務局	<p>規程については、ちょっと法律用語的な用語の使い方があるものですから、そこまで砕けた表現は出来ないんですが、又、チラシで出そうと思っています。そこについては、これを基にして募集のチラシを作りますので、そこはもうちょっと分かりやすい表現にできると思います。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第10号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第10号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第10号 錦江町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規定については、原案のとおり決定しました。</p>

議 長

以上で、平成29年5月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

15 番

16 番

議事録調整者 窪 和人